

1. レッドデータブック作成の経緯及び目的

我が国は、昭和 40 年代に高度経済成長期を迎えて第2次産業が大きく発展し、人口は都市部に集中し、道路や鉄道の整備、住宅団地の建設等が盛んに行われるようになった。それとともに自然生態系が圧迫され、野生生物の生息環境が改変されたり減少したりして、絶滅する種も生じるようになった。

このような現象に対応するため、国レベルで野生生物の絶滅のおそれのある種について調査が行われ、平成元年に(財)世界自然保護基金日本委員会と(財)日本自然保護協会が「我が国における保護上重要な植物種の現状」を、平成3年に環境庁(現環境省)が「日本の絶滅のおそれのある野生生物－脊椎動物編」及び「同－無脊椎動物編」を発行した。その後、平成6年に国際自然保護連合(IUCN)がより定量的な評価基準に基づく新たなカテゴリーを採択したことから、環境庁は平成12年以降、順次改訂版レッドデータブックを発行してきた。また、平成18年度には、鳥類、は虫類、両生類及びその他無脊椎動物の4分類群について、平成19年度には哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物I及び植物IIの6分類群について、新たなレッドリストを公表している。

国レベルでの情報の整備を受けて、各都道府県でもその地域で絶滅が危惧される生物に関する情報の収集整理が図られ、愛知県でも、平成13年度にレッドデータブックがとりまとめられた。その後、第二次レッドリストの公表を経て、平成20年度には「レッドデータブックあいち2009植物編」及び「同動物編」が発行されている。

名古屋市では、昭和54年から名古屋市環境影響評価指導要綱(平成11年から名古屋市環境影響評価条例に移行)を施行し、環境影響評価の手続きを円滑に進めるため、市内に生息・生育している動植物について調査を実施した。昭和55年に「名古屋市及び近隣に生息する動物に関する調査報告」と「名古屋市の植生自然度及び自然保護に関する調査報告」を、平成5年にその改訂版を作成している。

平成12年度からは、市内における動植物の生息・生育実態調査を実施し、平成14年に名古屋市版レッドリストを公表した。そして平成16年、名古屋市版レッドリストに選定された種の分布の概要、生息地の状況、減少の要因などを個別に記述し、絶滅危惧種の現状と保全上の留意点が理解できるよう、「レッドデータブックなごや2004植物編」及び「同動物編」を発行した。この名古屋市版レッドデータブックは規制等の法律上の効果を持つものではないが、絶滅のおそれのある野生生物に関する理解を深めていただく基礎資料であり、各種開発事業の環境影響評価などに活用されることによって、野生動植物への配慮が適切になされることを目的としたものである。

その後、全国的に野生生物の減少や生態系への影響が指摘されていること、野生生物の生息・生育環境に影響を及ぼす土地の改変などの様々な状況が変化していることなどから、平成20、21年度の2ヶ年で、専門家で構成する「名古屋市動植物実態調査検討会」を中心に、現地調査や文献調査を行うとともに、市民からも意見を求め、平成22年3月「名古屋市版レッドリスト2010」をとりまとめた。

このレッドリストのとりまとめ当たり、カニ類や潮下帯の貝類が新たに対象に追加された。これらに加え、他の分類群においても新たにレッドリストに追加された種について、その情報を市民へ周知するために、レッドデータブックと同じ形式で情報提供を行うこととし、このたび、「レッドデータブックなごや2010―2004年版補遺―」として発行するものである。

なお、全国版レッドデータブック掲載種の中で特に保護の優先度が高い生物種は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」に基づく国内希少野生動植物種に指定され、保護が図られている。また、国、あるいは各地方で文化財として重要な動植物は、「文化財保護法」等に基づく天然記念物に指定され、保護が図られている。